



NISHIMURA & ASAHI

2021年 第4四半期 (10-12月)



SOUTHEAST ASIAN LEGAL UPDATE



| | |
|--------|---|
| インドネシア | 1 |
| シンガポール | 2 |
| タイ | 3 |
| ベトナム | 4 |



下記は、当四半期(2021年10月~12月)におけるインドネシアの重要な規制に関する最新情報の概要である。

1. 新たな炭素取引規制

インドネシア共和国の大統領は、国家開発における国が決定する貢献目標と温室効果ガス排出抑制の達成のためのカーボンプライシングの実施に関する2021年大統領令第98号を制定した。この大統領令は、(a)エネルギー、(b)廃棄物、(c)加工産業と製品利用、(d)農業、(e)林業を含む複数の分野におけるカーボンプライシング(人為的な温室効果ガス排出の経済価値)に関して以下のメカニズムを導入している。

- (i) **炭素取引**: 国内外における炭素ユニットの売買を通じて、温室効果ガス排出量を削減する市場ベースのメカニズムである。炭素ユニットは、一定量(通常は1トン)の炭素又は他の規制された温室効果ガスの排出許可を表す総称である。
- (ii) **実績ベースの支払**: 温室効果ガス排出削減に成功した事業者に対して、温室効果ガス排出削減及び/又は炭素埋蔵量の保全・増加の検証された実績に応じて、インセンティブ付与を行うものである。
- (iii) **炭素税**: 課税、関税、物品税、その他の政府負担による炭素税の賦課。これは、炭素を含む物品を購入し、又は炭素を排出させる活動を行った場合の課税を導入するものである。税制の調和に関する法律2021年第7号の制定に沿ったものである。2022年4月から、石炭火力発電所に対して炭素税が課税される。炭素税は、一定の条件の下で、他の分野に段階的に導入される。

2. 資本市場の最新情報 (i) 複数議決権株式の導入及び (ii) 浮動株の再定義

- (i) 金融サービス庁(以下「OJK」という。)は、OJK規則第22/POJK.04/2021号により、テクノロジーを活用している発行会社に対して、複数議決権株式(以下「MVS」という。)を含む種類株式の導入を認めた。これは、一定の基準を満たす、株式の新規公開を行う会社が、1株あたり複数の議決権を有する特別な種類の株式を発行することを認めるものである。この基準には、特に、総資産2兆ルピア以上、OJKに上場申請書を提出する時点で設立から3年以上であることが含まれる。MVSの存続期間は制限されており、上場申請が適用されてから2年間は、MVSの株主は当該MVSの譲渡を禁止されている。
- (ii) 2021年12月21日、インドネシア証券取引所(以下「IDX」という。)は、(新)「上場会社が発行する株式及び株式以外のエクイティ性証券の上場に関するIDX規則I-A」を公表し、上場会社の(いわゆる)「浮動株」要件を厳格化した。新たな規則では、「浮動株」は以下の要件全てを充足する株式のみであると定義されている。(a)上場会社(以下「Tbk」という。)の全上場株式の5%未満を保有する株主が所有する株式であること、(b)Tbkの支配株主(又はその関連会社)によって所有されていないこと、(c)Tbkの取締役又はコミサリスに所有されていないこと、及び(d)自己株式ではないこと。

3. 憲法裁判所による判決:雇用創出に関するオムニバス法の司法審査(以下「オムニバス法」という。)

2021年11月25日、憲法裁判所は、オムニバス法の司法審査に関する判決を下した。当該判決は、オムニバス法の制定手続上の瑕疵に焦点を絞ったものである。ただし、憲法裁判所はオムニバス法を無効にせず、インドネシア政府及び国会に2年以内に「改正」することを命じたのみであった。所定の期間内に改正が行われない場合、オムニバス法は恒久的に違憲無効とみなされる。オムニバス法は、2年間効力を有するが、インドネシア政府がオムニバス法に基づく新たな施行規則を制定することは禁止されている。

報道によれば、経済調整大臣は、インドネシア政府が必要な法改正を行い、憲法裁判所の判決を直ちに遵守すると宣言している。インドネシア政府が、憲法裁判所の判決に従い、2年以内にオムニバス法の手続上の瑕疵を「治療」する意向を示したことは、事業者にとって一定の安心材料となる。

1. COVID-19 対応措置

COVID-19 に関連する法令の整備は、COVID-19 からの回復に向けた慎重かつ計画的な移行を追求しつつ、現状の安定化と、社会・経済活動の漸進的な再開を確保するために実施されてきた。具体的には、(a)ショッピングモール、飲食店、アトラクション、スポーツやエクササイズイベント、教室等の施設や会場においてワクチン未接種者に対してより厳格な措置をとる、ワクチン接種状況に応じた安全管理措置 (vaccination-differentiated safe management measures(VDS)) の実施、(b)ワクチン・トラベルレーン (Vaccinated Travel Lanes (VTLs)) により入国した者を含む、オミクロン株の影響を受けた国又は地域の旅行制限及び旅行者に対する検査体制の強化、並びに(c)2022年1月1日から、自宅勤務が可能な職種につき従業員であっても最大50%まで職場への出勤を認める一方、ワクチン接種未完了者は1月31日までに徐々に職場への出勤が認められなくなるとした職場の勤務体制の規制変更等が含まれる。

2022年1月15日以降、ワクチン未接種の従業員のうち職場での作業が必要となる者について、雇用主は、(1)代替業務の責任に見合った報酬を与えつつ、自宅からでも勤務が可能である他の適当な業務に再配置すること、又は(2)相互で合意した条件の下で無給休暇を取得させることができ、また、(3)上記2つの方法を検討した上で、最後の手段として、雇用契約に基づき、(適切に通知を行った上で)当該従業員との雇用関係を終了することができる。従業員が職場に出勤することが出来ないために契約上の業務が遂行できないことを理由に雇用契約を終了する場合には、当該雇用関係の終了は不当な解雇とはみなされない。

2. 著作権法の2021年改正(No. 22 of 2021)

2021年11月21日に施行された新しい著作権法は、現行の著作権法(Cap. 63)の改正法であり、著作物の作成、配布、アクセス、使用方法に大きな影響を及ぼしている近年の技術的発展を踏まえて、シンガポールの著作権制度を改革及び強化するものとなっている。主な改正点としては、クリエイターやパフォーマーの帰属(氏名表示)に関する権利の新設とその他の権利の強化、計算データ分析のための例外の新設、無許可の音楽・映像配信サービス又は製品の小売業者及び配信業者に対する民事及び刑事責任、教育機関における教育利用のためのオンライン著作物の無償利用に関する目的別例外の新設等が挙げられる。

3. 整理解雇通知に関する政府のガイドラインの変更

2021年11月1日以降、従業員10人以上を有する雇用主は、整理解雇される従業員の数にかかわらず、全ての整理解雇について、人材省(Ministry of Manpower(MOM))に届け出ることが義務付けられた(従前は、6ヶ月以内に5人以上の従業員を解雇した場合にのみMOMへの通知が求められていた)。当該通知は、対象となる従業員が整理解雇の通知を受けた後5営業日以内に提出しなければならない。

4. 所得税法(Cap. 134)の改正

所得税法の2021年改正法(No. 27 of 2021)が2021年11月21日に施行された。これは、2021年2月16日の2021年度予算案において公表された税制措置、COVID-19の感染拡大を受けて2021年5月及び2021年7月に政府が公表した経済全般及び分野別の対応措置、並びに、売買株式の税務処理、シンガポール内国歳入庁(Inland Revenue Authority of Singapore(IRAS))による公的制度の管理及び情報提供者の保護に関する規定の新設等のその他技術的・行政的な改正に関連するものである。

1. 電子システムを通じたライドヘイリング(配車)車両の登録と税務手続に関する陸運局規則

2021年10月29日、電子システムを通じたライドヘイリング車両の登録を促進するために、陸運局規則「電子システムを通じたライドヘイリング車両の登録及び税務手続(B.E. 2564)」が公布され、施行された。本規則に基づき、電子システムによるライドヘイリング車両の登録は、申請者1人につき1台に限定されることになる。申請者(自動車の所有者)は、登録の承認日から90日以内に、車両登録・税務手続を進めるために陸運局の地方事務所に車両を持ち込み審査を受ける必要があり、所定の期間内に手続を完了しない場合は、承認が取り消されることになる。さらに、車両登録及び税務手続の際には、申請書及び次の書類を提出する必要がある。電子システムサービスプロバイダーの電子システムを通じたライドヘイリング車両としての登録証明書、運転免許証、自動車事故被害者保護法(B.E. 2535)に基づく、乗客及び第三者の生命又は身体に対する損害並びに財産の損害に対する所定の補償額の保険加入の証明書を提出しなければならない。審査に合格した申請者は、自家用車から電子システムを通じたライドヘイリング車両への登録変更手続を行うことができるようになる。

2. 放射線関連業務に関する新たな安全基準

2021年12月3日、「放射線に関連する作業のための基準を定める省令(B.E. 2564)」が制定され、労働安全衛生環境法(B.E. 2554)に基づいて施行された。本省令は、2005年施行の旧省令の改正法である。本省令では、放射線源(放射性物質、放射線発生器又は核物質)を事業場に持ち込む雇用主に対して、7日以内に当該放射線源の詳細を労働保護福祉局へ届出を行う義務を課している。本省令は、放射線に関連する作業を行う従業員の労働基準に関して、雇用主の義務として、管理区域の指定義務、管理区域外に放射線源又は汚染物を持ち出さないこと、従業員に対して業務中常時装着するための個人用放射線記録計を提供する義務、放射線標識、警報標識及び緊急警報装置を提供する義務、従業員に対して業務中常時着用するための身体に放射線が入ることを防止し又は低減することができる個人用安全装置を提供する義務等を定めている。本省令の施行前に放射線源を事業場に持ち込んでいる事業者は、本省令の施行日から30日以内に、本省令の定めるところにより届出を行う必要がある。

3. 土地建物税率に関する勅令

2021年12月13日に官報に掲載され、2021年12月14日に施行した「土地建物税率に関する勅令(B.E. 2564)」は、COVID-19による納税者への影響を踏まえ、本来の徴収税率での土地建物税の納付に向けた準備期間として、2022年の土地建物税率を2020年及び2021年の各年度と同率とする旨を定めている。そして、2022年度以降の土地建物税率については、日本の固定資産税法に相当する土地建物税法に基づき、当該土地建物の用途に応じた税率を以下のとおり徴収するものとしている。すなわち、(a)農業に使用される土地建物税率は0.01~0.1%、(b)住宅に使用される土地建物税率は0.02~0.1%、(c)その他の目的(商業目的又は工業目的等)に使用される土地建物税率は0.3~0.7%、(d)空地又は未使用の土地建物税率は0.3~0.7%と定められている。

4. 広告表示に関する規制

2021年12月20日、「消費者にとって不公平又は社会に有害であるおそれのある製品又はサービスの広告メッセージに関する省令(B.E. 2564)」が公表され、消費者保護法(B.E. 2522)に基づき施行された。本省令は、近年使用されている新技術に対応すべく、消費者にとって不公平であるか、あるいは社会に有害となるおそれのある広告のリストを改正している。本省令による主な改正点としては、(1)景品、ギャンブル又は賞品に関する広告については、その内容が明確であり、誤解を招くようなものであってはならず、消費者が詳細を問い合わせることのできるウェブサイトを用意すること、(2)電子媒体又はこれに類する方法により、マンションの一戸の販売又は小區画の土地の販売に関する広告を行う場合は、所定の事項を記載しなければならない(従来は新聞又はその他の印刷媒体における広告のみ対象とされていた。)、(3)マンションが環境影響評価の実施を要する場合には、広告において、国家環境保全推進法に基づく現在の承認状況を表示しなければならないこと等が挙げられており、これに反する広告メッセージは禁止される。本省令によって禁止された種類の広告を行った場合、消費者保護法第48条に基づき、3ヶ月以下の懲役若しくは6万バーツ以下の罰金又はその双方が科せられる可能性がある。

1. 特別投資優遇に関する首相決定 29 号(Decision 29/2021/QĐ-TTg)

決定 29 号は、2021 年 10 月 6 日から施行し、その主な内容は次のとおりである。

- (i) 決定 29 号は、投資法第 20.2 条に規定されている特別投資優遇を受けることができる事業についてのハイテク基準、技術移転基準及びバリューチェーンへのベトナム企業の参画に関する基準を決定し、分類する(レベル 1 とレベル 2 に分類される)ための概念と条件の詳細を規定している¹。
- (ii) 特に、投資事業の種類、ハイテク技術及び技術移転のレベル、ベトナム企業のバリューチェーンへの参画等の条件により、投資事業に適用される法人所得税(CIT)の優遇税率は 5%(37 年以内)から 9%(30 年以内)まで様々である。また、CIT の免除は最長 6 年間、CIT の 50%の減額は最長 13 年間受けることができる。さらに、土地及び水面の賃料は、最長 22 年間の免除の優遇を受けることができ、残りの事業期間については最長 75%削減することができる²。

2. 公共投資に関する法律、官民連携パートナーシップ(PPP)による投資に関する法律、入札に関する法律、電気事業法、企業法、消費税の特例に関する法律及び民事判決執行法の条項を改正及び補足する法案

2022年に可決される予定の本法案では、とりわけ、現行の投資法と企業法において以下のような改正がなされる。

- (i) 投資法について、本法案は省などの地方当局に対してより多くの権限を認めている。具体的には、300ヘクタール未満の土地を利用し、人口数が5万人未満の住宅・都市区域の整備に関わる投資事業については、省などの地方当局において投資方針承認(IPA)を行うことができるとしている³(ただし、現行投資法第 32.1 条(b)に規定されている、都市区域において土地面積 50ヘクタール未満、人口数 1万5000人未満の規模の投資事業又は都市でない区域で土地面積 100ヘクタール未満、人口数 1万人未満の規模の投資事業を除く)。
- (ii) 企業法については、現行企業法第 60.3 条及び第 158.2 条では、議長及び議事録作成者が社員総会又は取締役会の議事録への署名を拒否する場合、当該議事録を有効とするためには、社員総会又は取締役会に参加した他の全ての構成員の署名が必要とされているが、本法案では、当該議事録を有効にするための要件として、社員総会又は取締役会に参加した構成員のうち決議に賛成した者の署名のみ求めている⁴。また、企業法第 148.1 条及び第 148.2 条に定める株主総会の決議の追認の条件について、現行企業法の定めのように単なる出席株主の総数ではなく、株主総会に出席し、かつ議決権を行使した株主の総数をもって 65%の割合を算出するものとしている⁵。

3. 企業による対外借入及び返済の為替管理に関する通達(Circular 03/2016/TT-NHNN)を改正する通達案

本通達案は、2021 年 10 月にベトナム国立銀行がパブリックコメント募集のために公表したものであり⁶、その内容は以下のとおりである。

¹決定 29 号第 3 条

²決定 29 号第 5 条ないし第 7 条

³本法案第 3.2 条

⁴本法案第 6.4 条及び第 6.7 条

⁵本法案第 6.4 条、第 6.6 条及び第 6.7 条

⁶[NHNN - Dự thảo Thông tư thay thế thông tư 03/2016/TT-NHNN ngày 26/2/2016 \(sbv.gov.vn\)](#)を参照

- (i) 本通達案は、登録義務の対象とならない短期外国ローンの定義を拡大し、最初の引出しから 1 年経過後に元本が残っている場合であっても、1年経過後の日から、30 日以内(現行法は10日以内とされているがこれが延長されている)に返済を行えば、登録義務を負わないこととしている。これにより、短期外国ローン(貸付期間が 1 年以内の外国ローン⁷⁾のうち、最初の引出しから 1 年を経過した時点で元本が残っており、かつ最初の引出しから 1 年経過後 30 日以内に全額返済しないものが、ベトナム国立銀行への登録の対象となる⁸。
- (ii) 本通達案は、(a)利息及び手数料の決定の原則及び方法に変更がない利息及び手数料の支払計画の変更⁹、(b)一定期間に実際に引き出し、返済した元金の額が、登記確認で確認された額に満たず、かつ、当事者間の合意を必要としない場合等、登録手続に代えて届出手続の対象となる外国貸付の変更の類型をいくつか追加及び修正している¹⁰。
- (iii) 本通達案は、外国の貸主のために設定された担保権の実行に関する新たなガイダンスを提供している。特に、本通達案では、対外融資に関連する証券取引の実施に伴って発生する事項の処理権限を貸主及び借主から権限を与えられた代理人等、対外融資において実務的に用いられている一定の概念を規定し、当該代理人の責任と支払いの流れを初めて規制している¹¹。

⁷ 政令 39 号(No. 39/2016/TT-NHNN dated December 30, 2016)10 条 1 項

⁸ 本通達案第 9.3 項

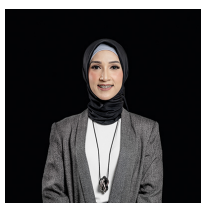
⁹ 本通達案第 15.3 条(d)

¹⁰ 本通達案第 15.5 条

¹¹ 本通達案第 35.3 条

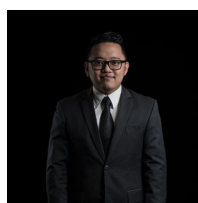
編集者： 鈴木 多恵子(パートナー、東京事務所)
田中 栄里花(アソシエイト、東京事務所)

Contacts



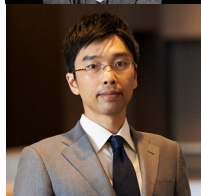
インドネシア

[ミリアム・アンドレータ](#)
提携事務所パートナー,
Walalangi & Partners
Mandreta@wplaws.com



インドネシア

[ハンス・アディプトラ・クルニアワン](#)
提携事務所パートナー
Walalangi & Partners
hadiputra@wplaws.com



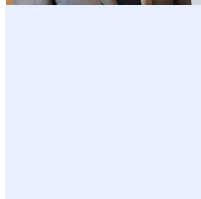
インドネシア(和文監修者)

[吉本 祐介](#)
インドネシアプラクティスパート
ナー, 東京事務所
y.yoshimoto@nishimura.com



シンガポール

[メリッサ・タン](#)
アライアンス事務所ディレクター,
Bayfront Law
melissa.tan@bayfrontlaw.sg



シンガポール

[チン・スーシャン](#)
アライアンス事務所アソシエイト,
Bayfront Law
suxian.chin@bayfrontlaw.sg



シンガポール(和文監修者)

[吉本 智郎](#)
カウンセラー, シンガポール事務所
t.yoshimoto@nishimura.com



タイ

[ジラポン・スリワット](#)
パートナー, バンコク事務所共同
代表
j.sriwat@nishimura.com



タイ

[アピンヤーン・サーンティカセム](#)
パートナー, バンコク事務所
a.sarnthikasem@nishimura.com



タイ(和文監修者)

[下向 智子](#)
パートナー, バンコク事務所
t.shimomukai@nishimura.com



ベトナム

[ハー・ホアン・ロック](#)
パートナー, ホーチミン事務所
h.h.loc@nishimura.com



ベトナム

[ヴ・レ・バン](#)
パートナー, ホーチミン事務所
v.l.bang@nishimura.com

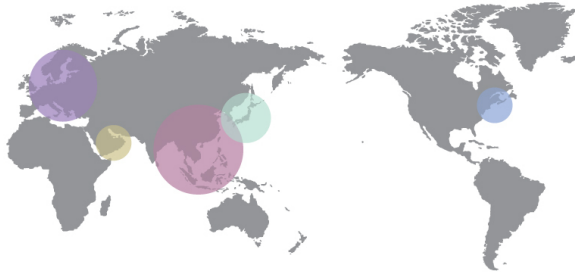


ベトナム(和文監修者)

[廣澤 太郎](#)
ベトナムプラクティスパートナー,
東京事務所
t.hirosawa@nishimura.com

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
中川佳宣
舞田靖子

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
パートナー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ジャカルタ*1

Walangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

Last updated: 2022.1